

「京丹後市市長交際費の支出と公開」に対するご意見とそれに対する市の考え方

項 目	意 見 要 旨	考 え 方
市議会議員の親族への香資について	<p>弔意の中に市議会議員の親族とありましたが、慶弔規程に定められているからというのではなく、受け取る側の考えも考慮する必要があると思います。</p> <p>特別の場合を除いては市がそこまですべき事ではないと考えます。</p> <p>市議会議員が今度返しをする場合、市ではなく市長個人にする事になると思うので、最初から市長個人が香資をすればいいのではないのでしょうか。</p>	<p>市の慶弔規程に市議会議員、その親族を対象としているのは、市として弔意を表す必要があるという考えから規程を整備してあります。</p> <p>市から香資をおくる場合は、市を代表して「京丹後市長」で行うこととなります。これはあくまで市からおくるもので、市長の個人名とするものではありません。</p> <p>なお、市長が葬儀等に自ら出席してその場で香資をする以外は、市長個人名で香資をすると、公職選挙法の「寄附の禁止」に該当する場合があります。</p>
交際費の支出はすべて公開すべき	<p>「弔意や見舞いなど相手のプライバシーに深くかわるもので、特段の配慮が必要な場合のみ、個人名を非公開とします」とありますが、公費の支出はすべて公開すべきで、プライバシーに配慮してまで支出しなければならない支出とは、いわば公共性に欠けるのではないのでしょうか。</p>	<p>現段階での考えで、公開に当たっての事例をあげており、弔意については支出先を「喪主」と記載して個人名での表記は行わないこととしております。</p> <p>ご意見のとおり、葬儀については公にされておりますので、プライバシーに特段の配慮を要することにはならないと考えられます。しかし、見舞いについては、入院していることを知られたくない場合もありますので、特</p>

		<p>段の配慮を要するのではないかと考えておりますし、これが公共性に欠けるものにあたるとは考えておりません。</p> <p>したがって、「弔意」を公開対象として、「弔意や見舞いなど相手のプライバシーに深くかかわるもので、特段の配慮が必要な場合のみ、個人名を非公開とします」を「見舞いなど相手のプライバシーに深くかかわるもので、特段の配慮が必要な場合のみ、個人名を非公開とします」に改めます。</p>
<p>市が受け取るものも公開対象に</p>	<p>交際費という性質上、京丹後市も同じ様に受け取ることもある訳で、あわせて公開する必要があると思います。</p> <p>祝金や見舞金などは、そのつど公金として適正に処理されていると思いますが、贈答品や土産などは市長の裁量で処理されているのではないのでしょうか。市が受け取ったという事を市長や職員に認識していただくためにも公開すべきだと思います。</p>	<p>交際費は、「行政の円滑な執行を図るために、市長などが市を代表して市の外部の方々と交際をする場合に支出することができるものとしています」と規定されていることから、基本的には市が支出するものに限られるとの認識を持っています。</p> <p>また、贈答品などについては、職員に向けて次の通知を行っております。</p> <p>1. 業界との対応に当たっては、職務執行との関わりの有無を問わず市民の疑惑を招くような行為は絶対に行なわないこととし、名目のいかんにかかわらず業界</p>

		<p>等からの贈答品や接待等は、断じて受けないこと。</p> <p>2．官公庁間における接待や贈答品の授受など、市民の信頼を損なうような行為は、一切行なわないこと。</p> <p>3．万一、贈答品が送られてきた場合は、所属長に報告の上、速やかに返送すること。</p> <p>4．職員相互間における贈答品の授受は行わないこと。</p> <p>市としては、以上のことを徹底しておりますことから、市が受け取るものを公開対象に含める予定はありません。</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------